

平成24年度の見直し対象法人一覧

資料4

所管府省 (対象法人数)	法人名(※は公務員型)
内閣府 (2)	国民生活センター(注)
	北方領土問題対策協会
総務省 (1)	統計センター※
財務省 (3)	造幣局※
	国立印刷局※
	日本万国博覧会記念機構(注)
文部科学省 (6)	日本学術振興会
	理化学研究所
	宇宙航空研究開発機構
	日本スポーツ振興センター
	日本芸術文化振興会
	日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)
厚生労働省 (4)	勤労者退職金共済機構
	高齢・障害・求職者雇用支援機構
	福祉医療機構
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
農林水産省 (3)	農畜産業振興機構
	農業者年金基金
	農林漁業信用基金
経済産業省 (3)	新エネルギー・産業技術総合開発機構
	情報処理推進機構
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構
国土交通省 (5)	鉄道建設・運輸施設整備支援機構
	国際観光振興機構
	水資源機構
	空港周辺整備機構
	日本高速道路保有・債務返済機構

合計 27法人口

(注) 国民生活センター、日本万国博覧会記念機構については、それぞれ法人機能の国への移管、法人の廃止といった政府方針が示されており対象とならない可能性がある。